

令和4年9月 29 日
記者発表資料

死亡野鳥（ハヤブサ）における高病原性鳥インフルエンザの疑いについて（第3報）～ 陽性の確定 ～

9月26日、伊勢原市内で回収された野鳥（ハヤブサ 1羽）より、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生があり、国立環境研究所において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）が検出された旨の報告がありました。

この結果を受け、神奈川県は、直ちに野鳥の監視強化や感染拡大防止措置等を行います。

1 今後の対応

9月26日に決定した対処方針に基づき、次の対応を実施します。

- （1）野鳥の監視強化
- （2）感染拡大の防止
- （3）鶏卵・鶏肉の安全対策・風評被害の防止
- （4）相談窓口の設置（9月26日設置済み）

2 死亡場所での対応

当該野鳥を傷病鳥獣として一時的に保護し、その後死亡が確認された県自然環境保全センター内の救護施設及びその周辺を、既に立入制限区域としていますが、同区域において消毒等を行い、同一施設内で飼養されていた鳥獣について殺処分を行います。

《報道機関へのお願い》

- 1 発生現場、近隣農場及び死亡場所での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることからお控えいただくようお願いいたします。
 - 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、発生現場付近の農場等の生産者等、関係者が混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。
- ※ 我が国ではこれまで鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染することは報告されていません。

問合せ先

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

課長 羽太 電話 045-210-4301
野生生物グループ 松宮 電話 045-210-4319